

小部会は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、外国語の8部会とし、1日間実施し

た。
小参加者は、全体会および部会の一つに出席させた。

⑦ 日程

時刻	9.00	9.20	12.00	13.00	16.00
第1日	開 会 式	全体会（一般、行事）		昼 食 ・ 休 憩	全 体 会 （一般・行事）
第2日	部 会		部 会		
第3日	全体会（道徳、特活）		全 体 会 （道徳・特活）	閉 会 式	

⑧ 実施状況

受講者は熱心であった。教組等による受講阻止の動きもなく平静であった。

昭和34年12月15日付、34教学第206号の2「福島県中学校教育課程移行措置要領について」の教育長通達に基づき、前年度に引きつづき移行措置を実施した。

(2) 移行措置

昭和36年度標準授業時数として示したものは次のとおりである。

第1各教科・道徳・特別教育活動（ホームルーム）

区 分		学 年	1	2	3
A	各 教 科	国 語	175 (5)	140~175 (4~5)	140~175 (4~5)
		社 会	140 (4)	140~175 (4~5)	140~175 (4~5)
		数 学	140~175 (4~5)	140~175 (4~5)	105~140 (3~4)
		理 科	105~140 (3~4)	140 (4)	140 (4)
		音 楽	70 (2)	70 (2)	70 (2)
		図 画 工 作	70 (2)	35~70 (1~2)	70 (2)
		保 健 体 育	105 (3)	105 (3)	105 (3)
		職 業・家 庭	105~140 (3~4)	105~140 (3~4)	105~140 (3~4)
		(小 計)	945~980 (27~28)	945~980(27~28)	945 (27)
		科	選 択 教 科	外 国 語	105~140 (3~4)
職 業・家 庭	70~140 (2~4)			70~140 (2~4)	105~140 (3~4)
その他の教科 (生徒1人当り 小 計)	35 (1) 105~140 (3~4)			35 (1) 105~140 (3~4)	35 (1) 140 (4)
B	道 徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)	
B	特 別 教 育 活 動 (ホ ー ム ル ー ム)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	
C	各教科・道徳・特別教 育活動（ホームルー ム）の総授業時数	1155~1190 (33~34)	1155~1190 (33~34)	1155 (33)	

- (備考)
- 1 授業時数の1単位時間は50分とする。
 - 2 かっこ内の授業時数は、年間授業日数、35週とした場合における週当たりの平均授業時数である。
 - 3 各学年における各教科・道徳・特別教育活動（ホームルーム）の授業時数の計は、上表のD欄（各教科・道徳・特別教育活動（ホームルーム）の総授業時数）によるものとする。

- 事その他の教育活動を実施するものとする。なお、その実施については、次の各項によるものとする。
- 1 生徒会活動については、時間を特設しないで実施することができる。
 - 2 クラブ活動については、各生徒について年間35時間以上実施することが望ましい。
 - 3 学校行事その他の教育活動については、各学校の実態に応じ、適宜実施するものとする。
- (3) 「中学校選択教科運営の参考」の作成

第2 特別教育活動、学校行事その他の教育活動

各学校においては、上表に示すもののほか、特別教育活動（生徒会活動・クラブ活動）および学校行

昭和37年度の教科書の採択を行なうには、教育課程の大綱を教科書の採択期以前に決定しておかなければならない。